

- 一 教育出版部
- 一 青年部
- 一 婦人部

第二十九條

第三十條

第三十一條

第四章 會計

第三十二條

第三十三條

第三十四條

第三十五條

第三十六條

第三十七條

第三十八條

第三十九條

各專問部長は執行委員に相當せしむ  
 部員及嘱託は執行委員に於いて委任す  
 各專問部の細則は執行委員に於いて之を定む  
 但し大会又は分會代表者會議の承認を得るを要す  
 執行委員に書記若干名を置き事務を処理せしむることを得

本組合の経費は組合員より徴収する組合費を以つて支辨す  
 本組合の組合費は一月五拾銭（總評議會本部費十銭 中部地方

評議會費五銭 組合本部費十銭 分會費五銭）  
 但し婦人労働者徒勞に限り組合費二拾銭（總評議會本部費五銭

中部地方評議會費五銭 組合本部費十銭 分會費五銭）とす  
 中該地方評議會費五銭 組合本部費十銭 分會費五銭）とす

本組合の予算は大会の承認を得ることを要す  
 各工場分會の委員は毎月七日迄に所属組合員の組合費を徴収し

行委員に納入することを要す  
 本組合の會計年度は一月一日より十二月三十一日迄とす

本組合の決算は大会に報告してその承認を得るを要す  
 分會代表者會議に於て承認と認めたる場合は加盟分會より臨時費の

徴集をなすことを得  
 本組合の財産管理は執行委員の連帶責任とす

第五章 加入脱退及規律

第四十條

第四十一條

第四十二條

本組合に加入せんとするものは所定の申込書に入会金を若しくは組  
 合費一ヶ月分を添へて執行委員に申込みを要す  
 組合員にして脱退せんとするものは所属工場分會の委員会を経て執  
 行委員に申出るものとす  
 但し脱退理由書を添へて 組合員徽章及組合員証を返還するを要す

組合員にして左の各項の一に該当するものは 大会 分會代表者會  
 議 若しくは執行委員に於て除名することを得  
 一 正当の理由なくして組合費の滞納三ヶ月以上に及びたるもの  
 二 規約及び決議に違反したるもの  
 三 組合の統制を亂し組合の名譽を汚すが如き行爲ありたる者

但し執行委員の除名処分不服の場合は分會代表者會議もしくは  
 は大会に上訴することを得

第六章 附則

第四十二條

本規約は一九三二年一月 日より実施す

以上